

た時大学職員の説明によりますと学生の利用度が予想以上に高く二台のエレベーターでは間に合わない程だとの話しを聞き、また、市民の見学、利用度も高く正に開かれた大学になりたいと言っておりました。

新図書館が大学は勿論、市の発展に大きく寄与されることを待ち望みます。

また、蔵書の件ですが、現在二十一万冊で新図書館の収容能力は四十六万冊です。その差は二十万冊であります。まだまだ十年位は余裕があると思いますがいかがなものでしょうか。

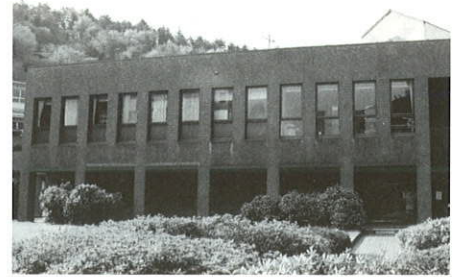
次に入札についてお尋ねします。ご承知のとおり建設業社にとつては受注量の少ない昨今です。

この新図書館建設について入札はどのような型の入札方法を取るかたとえば指名競争入札か一般競争入札かを最後にお尋ねします。

ご承知のとおり大学図書館は、市が或るいは大学がえいえいとして積み立てた基金で造るわけで、まさに、自前の図書館です。よそから補助金を受けず、起債も受けない図書館です。より安くより重厚な図書館の実現を期待しております。

**答**

本学は、開学以来、多くの市民の皆様のご理解とご協力をいただくなかで、地域に開かれた大学として発展し、本市の教育・文化・経済など多方面にわたる大きく貢献してまいりました。



都留文科大学図書館

都留文科大学の短期大学時代を含む卒業生の総数は二万四千一百人を数え平成十五年度には開学五十周年を迎える運びとなります。

この間、卒業生たちは本学で培った建学の精神を忘れず、多方面で活躍され素晴らしい伝統を築いてまいりました。

さて、現在大学を取りまく環境は、少子化により大学就学人口の大幅な減少等を始め、大変な変革期を迎えております。平成二十一年には、入学定員と志願者数がほぼ同数となる「大学全入学時代」が来ると予測されております。

この様な状況の下で各大学ともに学生確保のため個性的な教育理念の確立や人材開発、また魅力あるキャンパスの創造を目指し懸命な努力を重ねているところであります。

こうした状況の中、平成十四年度新入学生を迎えるに当たり明日三月八日には本学をはじめ全国十カ所の試験会場において、中期日

程としての入学試験が実施されま

す。ここ数年志願者は減少の一端をたどってまいりましたがおかげ様を持ちまして本年度の志願者数は五学科全体で四千四百六十五人となり、対前年度二百二十人の増加となっておりますが、大学経営は年々厳しい状況にあることに変わりなく、今後ともたゆまぬ努力を重ねてまいりたいと考えております。

さて、懸案事項でありました、大学新図書館の建設につきまして、所信にも述べさせて戴きましたが、平成十四年度・十五年度の二カ年の継続事業として行うことといたしております。新図書館建設場所につきましては本館棟に隣接する四千七百八十九平方メートルに、鉄筋コンクリート一部鉄骨造り四階建て、延面積四千五百五十三・一三平方メートルで建設するものであります。

新図書館は、図書館の基本的機能の充実とともに、情報ネットワーク等の最新の技術に対応する施設として、学生をはじめ教職員、市民がそれぞれ目的をもって交流し、憩えるためのさまざまなエリアやコーナーを開放的かつ有機的に結合した、心地よい空間として、地域に開かれた大学図書館を目指してまいりますので、学生・教職員並びに市民の皆様のご期待に応えられるものと考えております。

お尋ねの蔵書の収容能力について

てでありましたが、現在の図書館は昭和五十二年七月開館以来二十有余年を経過し、開館当初予定した収容能力十五万冊相当の蔵書数はずで平成五年度に限界に達し現状では二十一万冊となっております。新図書館が完成いたしますと最大収容能力四十六万二千冊の蔵書収容が可能となります。

また、現図書館の集密書庫を、十萬冊の保存書庫として利用することとなりますので、所蔵図書総収容能力はおおよそ五十六万二千冊となり、三十年以上の余裕があると考えております。

次に、入札についてであります。本市では、公共工事における入札及び契約制度の透明性の確保、公正な競争の促進を図るため、平成六年度から一般競争入札を試行により実施し、平成十一年度からは、一般競争入札の対象工事として、予定価格が建築一式工事については、概ね二億円以上と定めて実施しております。

大学図書館の建設事業は、建設工事その定めを上回る見込みでありますので、一般競争入札により実施したいと考えております。

## 新年度予算案

### について

**問** いま、地方自治体は国のア

われていきます。国と県は、国と地方あわせて新年度末には六百九十三兆円に達しようという大きな借金解消のためには市町村合併しかないとして、あらゆる手立てをこうじて合併を推進しようとしています。そのために地方交付税の段階補正の見直しというムチで人口の少ない市町村を合併に駆り立て、合併する市町村には合併特例債を認めるというアメをぶらさげるなど、地方自治をふみにじる態度を隠そうとしません。

しかし、この論法は、第一に国・地方の財政危機、大きな借金がなせ生まれたのかという点でも論を抜きにしているという点で、第二に、だからこそ過大な公共事業投資にメスが入れられないために借金は合併を推進しても減らないという点で、第三に合併特例債が将来にわたって自治体財政を借金づけにするという点で、第四になによりも昭和の大合併では促進の立場に立った全国町村会が反発していることなど、大きな矛盾があります。都留市の場合でも、これまでさまざまな街づくりを進めてきており、合併の必要性を感じる市民は少ないと思います。いま、必要なのは市民にとって住みよい街づくりのための知恵を集めることではないでしょうか。

さて、こうしたなかで新年度予算は事務事業の見直しによる一割削減を柱とする編成方針のもとに全体として緊縮型のものとなって

います。詳細は予算委員会の討議にゆだねたいと思いますが、ここで私が検討を求めたいのは下水道事業についてです。新年度の下水道費は今年度比で二億二千万円縮小したとはいえ、十一億円という大きな額が投じられます。この事業だけで新年度末の借金残高は六十二億円に達します。さらに一般会計からの繰出しは一般財源で三億円です。財政が苦しい時は苦しいなりの編成をすべきという認識は誰も同じでしょう。しかし、どこを削るかということになると意見の違いが出ます。

私は、下水道事業は歴史的な街づくり事業の一環として推進すべきと考えますが、いま、この財政難のもとで、ただひたすら推進という態度は正しくないと考えます。市民生活中心の予算をという立場から下水道事業は思い切つて縮小すべきという立場から市長の判断を求めます。

もう一点は地域イントラネットの整備についてです。十二月議会で情報通信基盤整備事業として二億円あまりの補正をし、この議会初日に繰越明許の専決処分を承認しました。都留市はこの分野で国の方針を真つ先に取り入れるという対応をしてきました。この問題で二点、質しておきたいと思えます。一つは過度なインフラ整備にならないかという心配です。NTTは二〇〇五年までに市段階までに光ファイバー整備をおこなう予

定だといえます。市が先行投資して借金しただけバカをみたということにはならないのでしょうか。さらに情報弱者の問題をどう考えるかということでは、情報格差の解消のためには低所得者や、障害者・高齢者にたいする支援が欠かせないものと思えます。二〇〇一年総務省の「情報通信に関する現状報告」では、世帯収入と情報リテラシー（情報機器の操作、主体的な情報の取捨選択および収集・活用能力、情報を批判的に読み説く能力など）との関係は大きく、低所得者が情報から取り残される傾向があると指摘しています。過日、全住民にパソコンを配備した村のことをテレビが報じていたが、都留市の場合この点での考え方はいかがでしょうか。いずれにしても、議会初日に取り上げたように、この事業の全容と将来像を市民にわかりやすく知らせることは緊急の課題だと思います。具体的な答弁を求めます。

### 答

市町村合併並びに予算編成に対する基本的な考え方につきましては、所信の中で申し上げたとおりであります。

具体的な質問をいただいておりますが、本市の水と緑が織り成す美しい風土を守り、豊かさを実感できる快適な生活環境や清らかな河川等を実現し、市民の生活や地域の質的向上を図るため、下水道は欠かせない事業であると考えて

おります。

現在、都留市の公共下水道計画は、大棚、高畑、古宿及び大原等の農業振興地域内の農用地区域を除く全体計画面積八九七・六ヘクタールを処理区域としておりますが、この計画のうち田野倉、小形山、大原の全部及び古川渡、四日市場、九鬼、上谷、田原の一部の一八五・四ヘクタールについて事業計画認可を受け、平成十六年三月の県の流域下水道事業の一部供用開始予定にあわせて、平成五年度から整備をおこなっているところであります。

下水道事業の推進には、長い年月と多額の費用が掛かることから、財政的にも起債に頼らざるを得ない本市にとりまして、限られた財源の中で計画的また効率的な事業の推進をおこない財政の健全化を図るため、供用開始後の維持管理を含めた財政計画を策定する必要がありますと考えております。

そのため、昨年十二月に設置いたしました委員十五名による下水道審議会のご意見を伺う中で、合併処理浄化槽設置整備事業など他の事業との整合性や下水道事業の全体計画における処理区域の見直し等も含め計画の検討をいたしてまいります。

次に、地域イントラネットの整備についてであります。まず、光ファイバー整備についてであります。本市が、光ファイバーを整備した平成十一年度及

び平成十二年度の地域イントラネット基盤整備事業につきまして、国の補正予算及び公共事業等予備費での採択であったため、補助金を除いた部分についても、全額後年度交付税措置がなされる起債を活用したものであります。このため十一年度、十二年度合わせて施設整備に対する市の実質負担は十数万円となっております。

また、今回の先進的情報通信システムモデル都市構築事業において整備する光ファイバーにつきましても、補助金を除いた部分については、より交付税措置の厚い起債（臨時財政対策債）を充当したものであり、事業費に対する市の実質負担は約二二％となっております。

自営の光ファイバーによる地域イントラネット網につきましては、整備以降の維持管理経費は基本的に添架する電柱使用料のみで、長期にわたり低額の維持管理経費で利用できるものであり、民間事業者が敷設した光ファイバを借り受けた場合に発生する専用回線使用料とは比較にならないものであります。

厳しい財政状況の中、本市といたしましては補助事業を精査する中で、その時々最も有利な補助事業の採択を受け、将来の維持管理経費までも考慮した上で、地域情報化の推進を図ってきたものであります。

次に、情報弱者に対する情報格差解消支援に対してであります。昨年一月に施行された「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」、いわゆる「IT基本法」においても、情報通信技術の利用の機会又は活用のための能力における格差の是正を図る必要性について言及しております。

情報化の進展により、様々なサービスが家庭や職場から利用できるようになります。すべての人が情報化の恩恵を享受できる環境を整えるためには、情報リテラシーの向上は極めて重要であります。このため本市においては、子供からお年寄りまでもが、気軽に情報機器に慣れ親しんでいただけるよう、一昨年八月に文化会館内に情報未来館を開設したところであります。

「情報通信に関する現状報告（情報通信白書）」においても、インターネット利用拡大に向けた条件といたしまして、「気軽に教えてくれる人の存在」、「体験・練習場所の確保」、「無料講習会等での学習」が上位三つに上がっておりますが、これらは本市の情報未来館及び東桂地域コミュニティセンターにおいて満たされていると考えています。

議員ご指摘の全住民にパソコン配備を、ということではありますが、本市といたしましては、厳しい財政状況の折でもあり、現時点においてはパソコン購入補助制度については考えておりませんが、今後

とも情報未来館を始め市内の情報機器を有する施設を活用した中で、市民の情報リテラシーの向上を図ってまいりたいと考えております。なお、情報化施策の内容などにつきましては、より分かりやすく具体的に広報等で広く市民にお知らせし、市民のための事業として活用していただけるよう努めてまいります。

## 交通対策について

**問** 過日、車で通勤する職員から都留市が駐車料金を徴収すると新聞で大きく報じられ話題になりました。この問題では市民の中に賛否があるでしょうか、市の財政難からだけ論じるのでは職員と不況のもとで苦しむ市民との間に対立を生み出す危険がありません。徴収する側の市当局はその合理性を強調しますが、当たり前の事業所なら従業員の駐車場は確保するか、通勤手当ての一部として処理しているのではないのでしょうか。もし、一律に実施ということになりますと、心理的にはいっそう不況感を強めるやり方ですし、県内の自治体職員から怨嗟の声が上がる可能性もあります。ぜひ慎重に検討することを求めたいと思います。また、市の庁舎や学校に通う人は正規の市職員だけではありません。同じ庁舎で働いていても待遇の低い人もいます。千五百

円をわずかな額といえない人にしてどのように対応するつもりでしょうか。また、市の駐車場の管理はどのようにされるつもりでしょうか。伺っておきたいと思っています。

私は、以前に環境問題の一環として通勤バスの活用について取り上げました。市はノーカーデーを増やしたようですが、抜本的な対策をこうじたようには思えません。国の補助制度が変わったことにより、今年度も路線バスにたいする予算は減らされています。

こうしたなかで、都留市内を走る路線バスは廃止されないのでしょうか。市とバス会社の話し合いの経過について問うものです。

もし、廃止される可能性がある場合、市はどのような対応をされるのでしょうか。この問題ではあらためて市民参加の協議を求めたいとおもいますがいかがでしょうか。

**答** まず、車で通勤する市職員の駐車料金のご質問ですが、職員の駐車場使用につきましては、全国的に料金を徴収する動きがあり、最近の例では福岡県久留米市が保育園等出先事務所の職員から徴収しております。

また、愛知県瀬戸市では、十四年度から徴収すると決定しております。県内では、既に、富士吉田市、荏碓市が徴収し、塩山市では、民有地を借り受けて徴収しており、また、検討中の自治体もあります。



都留市役所前駐車場

駐車場使用料徴収については、各課一事務事業の見直しを図る中で、職員自らの提案によるもので、現在、庁内の関係各課の課長補佐等で、対象者や使用料金など実施内容について協議を行っているところでありました。

民間では金融機関など米客の多いところは、社員の車通勤を禁止し、利用者にはできるだけ不便をきたさないように努力をしておりますが、市においても、各施設で来客者の駐車場が不足しないよう、ノーカーデーを実施するとともに、公共交通機関の利用を促進し、環境にやさしいグリーンアクションの推進に努めております。

今後、行政財産が行政目的に沿って効率的に使用されるよう、努めてまいりたいと考えております。次に、路線バスについてお答え

します。

バス事業は、地域住民の通勤、通学、通院などの日常生活を支える公共交通機関として重要な役割を果たしてまいりました。しかし、マイカーの普及など社会環境の変化と共に、バス輸送人員は昭和三十九年をピークに大幅な減少を続けており、非常に厳しい経営環境にあります。都留市内においても、路線バス二十七系統のすべてで赤字が見込まれる状況にあります。

また、平成十四年二月から施行された道路運送法の改正に伴う規制緩和で、乗合バス事業に係る需要調整規制の廃止が実施されております。これは、新規参入や現行路線の廃止が大幅に緩和されることを意味しており、赤字路線を抱える自治体にとって大きな問題となっております。路線バスは営利事業として成り立たなくなっている現状から、生活交通を全体としてどのように維持・確保していくか、費用対効果も十分に勘案しながら検討して行くことが必要だと考えています。

市町村バス担当課長会議が開催され、県の生活バス維持に対する考え方や新たな広域バス路線維持のための補助制度についての説明がされております。しかし、これらの制度に該当するバス路線はあくまで市町村間を超えて広域的に運行されているものに限定されるため、市内運行のバス路線については、個々の市町村の対応となります。

一方、都留市のバス事業者である富士急都留中央バス株式会社からは、本年二月二十日に「生活交通確保にかかる補助制度についての考え方とお願い」の文書が提出されています。内容につきましては、平成十三年度を含め、今後の赤字生活路線の補填処置についての要望であります。ここで提示された赤字補填額は年間約三千五百万円となっており、現下の厳しい財政状況から判断すると容易に捻出できる額ではありません。

また、バス事業者側の創意工夫による経営の効率化や赤字額の圧縮も、当然求めていくべきものと考えております。

いずれにいたしましても、現段階ではバス事業者の姿勢が明確に示されておりませんので、今後、事業者と運行継続への細部にわたる協議を進める必要があります。この協議の中で、ある程度の方向性が示された時点で、市民の皆様にお示し、地域のニーズは何なのか、市民の皆さんが自分たちの交

通手段をどう考えるのかなど、市民の皆様の意見や要望をお聞きする中で、論議を深め総合的に判断し決定していきたいと考えております。

## 学校週五日制への対応について

**問** 過日、社会常任委員会で学校視察を実施しました。そのなかで、私が深刻に受け止めたのは中学校における図書室の整備の遅れです。図書室そのもののスペースのせまさと蔵書数の少なさです。さまざまな心配がある学校五日制ですが、自主的に学ぶことを重視するといえますからカリキュラムのことは脇に置いてでも図書室の役割はきわめて大きいと思いますし、重視すべきものだと思います。中学校のなかには、十人ほどしかはいれない図書室もあり、お寒い状態です。このさい、一気に拡充するための方策を検討し予算措置をすべきではないでしょうか。

また、教育用コンピュータの整備について、昨年三月末時点で、全国的には小学校一九・二人に一台、中学校一〇・三人に一台となつています。また、会計検査院の昨年十一月の調査ではコンピュータを利用した授業が可能としている教員は、小学校で五三・八%、中学校で二九・三%となつています。これらについて都留市の到達状況はいかがでしょうか。この問

題ではコミュニティセンターのパソコンが土日は閉館で使えないという問題があります。地域からも学校五日制を支えるという立場でみた場合、土日開放を実施すべきではないでしょうか。もう一点は学童保育です。学校五日制のもとで、学童保育の重要性はますます高まるものと思われまます。学童保育制度については国の条件が緩和され、都留市の場合も二カ所がいずれも公的に認知されるものとなりました。国では現在の一万カ所を二〇〇四年までに一万五カ所にするとされています。今後は自治体の姿勢如何で一気に増設がすすむものと思われまます。また、学校五日制への対応で土日祝日の開設加算や職員の健康診断の予算が新規に実施されると聞かまます。

**答** 本年四月から、いよいよ完全学校週五日制がスタートいたします。これからの時代を担う子どもたちには、基礎・基本を確実に身につけ、「自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する能力」や「自ら律しつつ、他人と協議し、他人を思いやる心や感動する心など、豊かな人間性とたくましく生きるための健康や体力」などの「生きる力」

## 学童保育事業



小・中学校にコンピュータ教室を設け、この教室において、小学校では二人に一台、中学校では一人に一台の割合で使用可能となっております。

また、平成九年度から順次機器の入れ替え、インターネットの接続などの整備を図つてまいりました。コンピュータ台数は本年度までに小学校で百二十五台、中学校で百二十三台となつており、児童・生徒数で見ますと、小学校で一五・五人に一台、中学校で九・四人に一台となつており、いずれも全国平均を上回つております。新年度におきましては、小学校で十台ほどの増設、中学校におきましては、一校がリース終了により機種の入替え、構築替えを行う予定といたしております。

また、コンピュータを利用しての授業を可能としている教員は、小学校で七〇・九%、中学校で五八・三%となつており、会計検査院調査を大きく上回つております。

次に、コミュニティセンターの土日開館につきましては、問題・課題などの整理を行う中で、地域及びPTAとも話し合い、検討してまいりたいと考えております。

次に、学童保育についてであります。

新年度から完全学校週五日制が実施されることに伴い、放課後児童クラブの必要性がクローズアップされ、クラブ設置の気運が高まつてきております。

を育む教育を行うことが、重要であると考慮しております。

初めに小・中学校施設の修繕・改修などの環境整備についてであります。毎年度各々からの要求に基づき、学校側と協議する中での計画的な対応と、突発的に起こるものへの対応をいたしております。近年、大規模改修や耐震補強工事・体育館の新築・プールの改修等、児童・生徒の安全性に関わる面を優先してまいりました。今後も、中・長期計画に沿つて順次整備を図つてまいります。

学校図書室につきましても、学校側と協議を進める中で、隣接しております部屋との共用などは、校舎の耐力度と関係いたしますので、個々の条件を精査し、施設整備を検討してまいりたいと考えております。

次に、教育用コンピュータの整備についてであります。現在各

本市におきましては、二箇所の学童保育会が設置されておりますが、子供たちが安心して集える場所を引き続き提供し、働く女性の支援を積極的に行うため、平成十四年度に策定する「子育て支援計画（エンゼルプラン）」の中で、就学前及び小学校低学年の児童を対象としたアンケート調査を実施いたしますので、この分析結果を踏まえ、学童保育会の設置について対応してまいりたいと考えております。

なお、土曜・日曜日、祝日の開設加算補助や施設内で児童が伝染病等に感染することを未然に防ぐための、指導者等の健康診断に関する補助につきましても、国の方針に基づき、県が補助項目を新たに追加するための措置を今県議会に提出しておりますので、今後、その活用を図るため保護者会と充分協議する中で、積極的に対応してまいりたいと考えております。



# 意見書案を可決

議員提出議案の意見書案を原案のとおり可決し、政府等関係機関へ送付しました。

## 小児救急医療制度の充実・強化を求める意見書

近年、小児救急医療体制の不備から、小児救急患者の医療施設のたらい回しや患者輸送の手遅れから、重大な事態に至るなどの問題が全国各地で発生している。

小児科医そのものの数は横ばい状況にあり、開業医の高齢化等に伴う診療施設の閉鎖や、ビル診療所等の増加などから、特に休日や夜間の小児救急医療体制の不備がクローズアップされ、大きな社会問題となっている。

また、患者・保護者の専門医志向等による小児救急患者の大病院集中と、共働き世帯の増加に伴う休日・夜間診療ニーズの激増が、大病院小児科医等の激務と過労を招くとともに、それらがさらに、小児科医志向の抑制に一層の拍車を掛けていることが指摘されている。

こうした事態に対し、厚生労働省は、平成十三年度から三ヶ年計画で「小児救急医療支援事業」をスタートさせたが、大きな前進を見るまでには至っていない。その最大要因が全国各地における小児科医の大幅な不足であり、各都道府県における小児救急医療の体制整備を極めて困難にしている。以上の現状にかんがみ政府に対し、これまでの小児救急医療体制のあり方を抜本的に見直すことを強く求めるものである。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年三月二十日

都留市議会議長 安田 久男

提出先 内閣総理大臣・衆参両院議長・厚生労働大臣

## ペイオフ解禁の再延期を求める意見書

いま、全国各地で信金・信組の経営破綻が相次ぎ、地域経済は戦後最悪の不況もあいまって深刻な事態に陥っている。

こういう中で、四月からペイオフ解禁の措置が予定されておられ、地方公共団体の公金の管理をめぐる混乱は必至で、このことが信金・信組の経営悪化にも直接影響を及ぼし、これが風評となって民間の預金等の引き出しにもつながり、「負の連鎖」となって地域経済全体に大きな陰を投げかけようとしている。いまこの時期に地域経済の足を引っ張りかねないペイオフの解禁をせず、あわせて地方自治体の公金ならびに準公金については、その保全のためペイオフの対象外とする措置を取られるよう要望する。

以上地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成十四年三月二十日

都留市議会議長 安田 久男

提出先 内閣総理大臣

## 請願や陳情は、早めに準備を



請願書や陳情書を提出する際は、次のことに注意ください。

○請願書には必ず紹介議員の署名または記名押印が必要ですが、陳情書の場合は、不要です。

○請願・陳情者は、住所・氏名を必ず記載し、捺印してください。(連署名も同じ)

○内容が、たとえば教育関係と道路関係が一緒のもの、福祉関係と税務関係が一緒のものなどについては、別の委員会で扱いますので、なるべく別々に分けてお出しくたさい。

○提出日は、特に定めてありませんのでいつでも差し支えありませんが、定例会(三月、六月、九月及び十二月)、招集日の四日前の午後五時までに提出されると、その会期内に審議されます。それ以降は、次の議会で審議されることとなりますのでご注意ください。

# 平成十四年度 各会計予算 原案どおり可決

三月一日の本会議において、平成十四年度一般会計予算ほか各会計予算十七件が、同日の本会議において設置されました予算特別委員会に付託され、次の日程で審査が行われました。

▽三月十三日午前十時～午後三時 二十九分

▽三月十四日午前十時～午後四時 六分

▽三月十五日午前十時～午後十二時 十九分

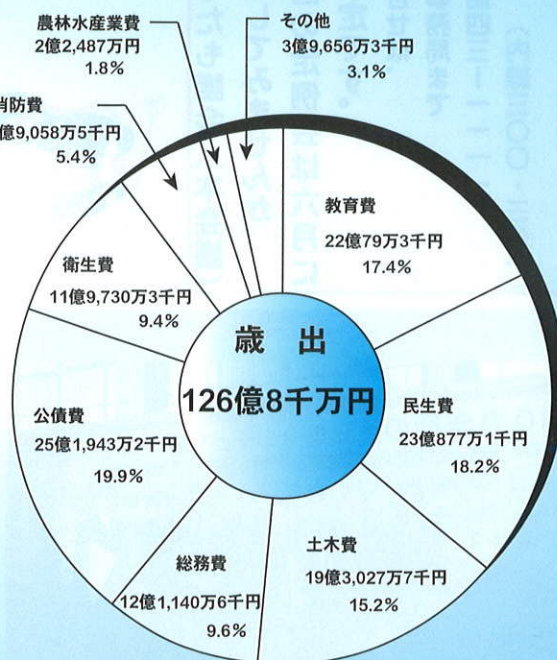
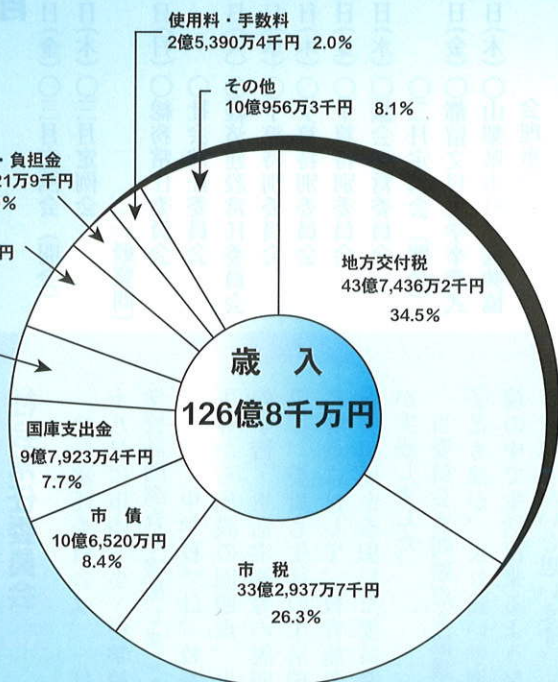
予算特別委員会での審査の結果は、三月二十日の本会議で、志村弘委員長から「平成十四年度予算審査について、審査の過程において指摘された数々の要望、あるいは意見等については、今後における予算執行の面において反映されるよう望む」との報告がなされ、原案どおり可決されました。

平成十四年度重点施策のあらまし  
「健康で生きがいのある市民の暮らしの実現」  
を目指して

- 一、健康でいきいきと暮らせる長寿の地域社会 四八五、五八二千円  
○市民一人一人の生活を重視した、きめ細かな健康づくり支援策の推進と環境づくり等
- 二、自己実現を支援する文化・学習・スポーツ 一、一四三、七八九千円  
○学校教育環境の変化に対応できる教育活動・施設整備の充実等
- 三、新しい時代を支える社会基盤 七九八、七〇八千円  
○市民生活に密着した身近な基盤整備の推進等
- 四、時代の変化に即した地域産業の振興 五七、〇二八千円  
○地域経済活性化を目的とした観光・商工業活動等の積極的な推進等
- 五、快適な自然と共生するゆとりの生活環境 三、四六一、一三九千円  
○「まちをきれいにする条例」に基づくごみ散乱・不法投棄撤廃の推進等
- 六、交流をさかんにするネットワーク 二九、二〇八千円  
○国内外友好都市との恒常的な交流による地域づくりの推進等
- 七、新しい時代を作る多彩な市民 三四、四九四千円  
○男女共同参画社会の実現を目指した「宣言都市」としての理念に基づく啓発事業の展開等
- 八、未来を拓く行財政運営 一〇、二〇〇千円  
○高度情報化社会に対応する行政事務情報化の計画的推進等



## 一 般 会 計



# 人事案件

## 収入役に

三枝 理 悌 氏

三月二十日の本会議で、収入役の選任について、議会の同意を求める議案が上程され、満場一致で三枝氏が同意されました。

○都留市中央一丁目二番十八号  
三枝 理 悌  
昭和十七年八月十八日生



## 教育委員会委員に

清 水 明 正 氏

三月二十日の本会議で、教育委員会委員の任命について、議会の同意を求める議案が上程され、満場一致で清水氏が同意されました。

○都留市朝日馬場四三五番地  
清 水 明 正  
昭和十二年十二月二十二日生

## 監査委員に

米 山 和 三 氏

三 枝 和 洋 氏

三月二十日の本会議で、監査委員の選任について、議会の同意を求める議案が上程され、満場一致で米山氏、三枝氏が同意されました。

○都留市上谷三丁目一番十六号  
米 山 和 三  
昭和四年一月二十九日生

○都留市桂町一四三七番地  
三 枝 和 洋  
昭和十七年六月十四日生

## 人権擁護委員に

小 林 一 有 氏

三月二十日の本会議で、人権擁護委員の推薦について、議会の同意を求める議案が上程され、満場一致で小林氏が同意されました。

○都留市つる一丁目四番二十一号  
小 林 一 有  
昭和十九年三月十一日生



# 議 会 日 誌

## 一月

- 4日(金) ○仕事始の式
- 6日(日) ○消防出初め式
- 17日(木) ○第二二四回山梨県市議会議長会定期総会 (塩山市)
- 31日(木) ○「都留市・秋山村・道志村」合同理事會 (秋山村)

## 二月

- 5日(火) ○関東市議会議長会第二回支部長會議 (千葉市)
- 12日(火) ○全国高速自動車道市議会協議会定期總會 (東京都)
- 13日(水) ○全国市議会議長会第一四五回理事會 (東京都)
- 15日(金) ○広域行政圏市議会協議会第三三回總會 (東京都)
- 20日(水) ○山梨県みんなのスポーツ推進県民大会 (石和町)
- 22日(金) ○山梨県共同募金会理事會・評議員會・配分委員會 (甲府市)
- 26日(火) ○議會運営委員會 (甲府市)

## 三月

- 1日(金) ○三月定例会 (開會)
- 7日(木) ○三月定例会 (一般質問)
- 11日(月) ○総務常任委員會
- 12日(火) ○社会常任委員會
- 12日(火) ○経済建設常任委員會
- 13日(水) ○予算特別委員會
- 14日(木) ○予算特別委員會
- 15日(金) ○予算特別委員會
- 20日(水) ○議會運営委員會
- 22日(金) ○三月定例会 (閉會)
- 22日(金) ○都留文科大學卒業式
- 28日(木) ○山梨県市町村振興協會理事會 (甲府市)



あなたも議會(本會議)を傍聴してみませんか。  
次回の定例会は六月に開會予定です。  
お問い合わせは、  
議會事務局まで  
電話四三一一一一  
(内線三〇〇・三〇一)

## 委員会レポート

### 社会常任委員会

社会常任委員会は、一月二十八日に市内、小・中学校の学校訪問調査を実施しました。各小・中学校では、校長先生等から施設の問題点、生徒の学習・生活実態等の説明を受け、委員も生徒の生活環境に身近に接して、教育施設の充実不足を参加した委員全てが実感しました。当委員会も問題点を協議し、子ども達が、より良い学習環境の中で生活出来るよう努力していきたいと思えます。  
委員長 米山博光

